

## 2022年度 学芸員資格認定試験の試験免除に対応する放送大学の科目

学芸員資格認定試験の試験免除に対応する放送大学の科目は次の通りです。

〈博物館法施行規則第6条〉

文部科学省令に定める科目		放送大学における対応科目
必修科目	生涯学習概論	生涯学習を考える('17) ㊦
	博物館概論	博物館概論('19) ㊦
	博物館経営論	博物館経営論('19) ㊦
	博物館資料論	博物館資料論('18) ㊦
	博物館資料保存論	博物館資料保存論('19) ㊦
	博物館展示論	博物館展示論('16) ㊦
	博物館教育論	博物館教育論('22) ㊦
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論('18) ㊦

科目区分の凡例

㊦ 心理と教育、㊦ 人間と文化、

### ◎文化庁実施の学芸員資格認定(試験認定)の試験科目のうち「選択科目」の試験科目の免除を考えている方への留意事項

- ・免除を希望される場合は、文化庁ウェブサイトで毎年度公開する「学芸員資格認定受験案内」に基づき免除申請を行ってください。
- ・履修済み又は履修予定の授業科目が「選択科目」の試験科目免除に該当するかどうかにつきましては、文化庁が免除申請に基づき個別に審査いたします。詳細につきましては、文化庁にお問い合わせください。

※本学の授業科目が試験科目の選択科目に相当するかどうかにつきましては、本学では判断できかねますので、ご了承ください。